

日本国 法務大臣 殿

大学（以下「甲」という。）と株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の学生（以下「研修生」という。）が乙において実施される年度インターンシップ（以下「研修」という。）に関して、次のとおり申し合わせをいたしましたので報告させていただきます。

第1条 この研修は、研修生が甲の正規授業の一環として乙において総合的・専門的就業体験を通じて実践的に学習し、甲が当該学習を履修・修了した研修生に対して
単位の授与を行う事を目的とします。

第2条 乙は、研修期間終了後、研修生の出欠、学習状況、研修目標の達成状況およびその他必要事項を甲に報告する責を負い、甲は、その報告に基づき研修生の単位認定の可否を判断出来るものとする。

第3条 研修期間中、不測の事態が生じたときには、甲乙協議の上、これにあたる。

20 年 月 日

甲 中華人民共和国 省 市
大学 学長

印

乙

印